

# 黒沢病院医療安全管理指針(院内掲示)

## 1. 医療安全管理のための基本的考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、当院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため、当院は本指針に基づき医療安全管理体制を確立するための医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルを作成し、医療安全管理の強化充実を図る必要がある

## 2. 医療安全管理体制の整備

### I. 医療安全管理者の配置

- 医療安全管理者は、医療安全管理に係る実務を担当し、医療安全を推進する者とする。医療安全管理者は、所定の医療安全管理者養成研修を終了した医療安全に関する十分な知識を有する看護師あるいは薬剤師とする。医療安全管理者は、医療安全管理室長の指示を受け、各部門の医療安全推進担当者と連携協同し、医療安全管理室の業務を行う。

### II. 医療安全管理室の設置

- 医療安全管理室は、医療安全に関して各委員会・各部署との連携をとることにより、委員会で決定された方針に基づき効果的かつ機能的に医療安全活動を行なう。

## 3. 報告体制の整備

医療安全に係る報告体制は、責任追及を目的とするものではなく、原因究明と再発防止を図ることにより、医療安全の推進を目的としたものである。したがって、報告書は病院における医療安全推進のために用いられ、報告することによる個人への懲罰等は伴わないものとする。

## 4. 医療安全管理のための職員研修

医療機関全体に共通する医療安全管理の推進のための基本的な考え方及び具体的な方策について、職員に対し周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。医療安全管理のための院内研修を定期的に年2回以上開催する。

## 5. 患者相談窓口の設置

院内に、患者及びその家族からの疾病に関する医学的な質問や、生活上及び入院上の不安等の様々な相談に対応する窓口を設置する。相談窓口対応者は、地域医療連携センターの職員があたり、医療安全管理者等と密な連携を図り、医療安全に係る患者及びその家族の相談及び支援に適切に応じる体制を整備し対応する。